ゴールドフェスティバル2026

金（ゴールド）じまいで生前対策を！

持ち続けると、次の世代が困る金があります

― 自分が動けるうちに、売る・渡す・残すを決めておく ―

※本資料は情報提供を目的としたものであり、特定の商品の購入・売却を勧誘するものではありません
※税務の取り扱いは個別事情によります。詳細は税理士等の専門家にご相談ください

今回のセミナーでお伝えすること

1. **金じまいとは**
   私の造語です。まず言葉の意味から
2. **子が困る3つの金**
   出所・サイズ・記録などを放っておくとどうなるか
3. **やってはいけない金じまい**
   良いリサイズと、ダメな小分けの違い
4. **手順と渡し方**
   棚卸し→評価→決める
5. **金以外の現物**
   ジュエリーと工芸などは資産用の金と扱いが若干違います

結論から申し上げます

持ち続けると、次の世代が困る金が3つある

1. **出所を説明できない金**
   海外ブランド、記録のないバー
2. **大きすぎる金**
   1本を3人で分けられない
3. **いくらで買ったか分からない金**
   税金の計算で不利になる

この3つはご自身が元気なうちに手を打てます

はじめに ― 金は長期保有がセオリーです

- 金は値上がりを待つ資産ではなく、目減りを止める資産。
  だから長く持つのが基本です
- 相続・贈与でも、金は「分かりやすく評価できる」
  という強みを持っています
- ですので、「金を全部売りましょう」という話ではありません
- 売るべきものと、そのまま持っていていいものを分ける話です

売るためではなく、今後の対策を考える内容です

長期保有の考え方そのものは変わりません。変わったのは、金を取り巻く手続きの方です。

「金じまい」という言葉について

自分が動けるうちに、売る・渡す・残すのどれかに決めておくこと

- 私の造語です。墓じまい、実家じまい。その並びに置く言葉
- 墓じまいの理由の上位2つは「遠い」と「継ぐ人がいない」。金も同じです
- 貸金庫、実家の押し入れ、業者の預かりなど、すぐ手が届かない場所にある
- そして金は、見つからなければ存在しない資産です。誰も教えてくれません

預金は金融機関を回れば出てくる。株は通知が届く。
金だけは、本人しか知らない

誰の信用にも寄りかからないのが金の長所。裏返すと、誰も管理してくれません。

① 出所を説明できない金

- 現在稼働していない業者や廃業したお店で購入した地金
- 購入した時の伝票や記録が無くなって物しかない地金
- 刻印次第で、買取をお断りされることがあるものもある
- ご本人なら「いつ、どこで買ったか」を説明できます
- 聞く相手がいないと次の世代は買ったときのことが分かりません
- 持っておく分には困らないが売却時に困る

同じ1本でも、持ち主が代わると売りにくくなる

② 大きすぎる金 ― 分けられない

- 1kgバーが1本に対し相続人が3人だと切っての相続は不可
- 誰か1人が受け取って、他の2人に現金を渡す
- 結局「とりあえず誰か1人の名義で」となり、先送りされます
- 分けるために売るなら、売るのは持ち主本人であるほうが話が早い
  （売った人に税金が掛かってくるため、持ち主が払うと揉めにくい）

そのまま渡す	小分けしてから渡す
● 1kg × 1本 ＝ 分けられない	✓ 100g × 10本 ＝ 分けられる
● 誰か1人に寄る／現金が要る	✓ 渡す相手ごとに単位を決められる

② 続き ― 売る年が1年に集中すると

	1年でまとめて売る	数年に分けて売る
譲渡所得の特別控除	年間50万円まで	各年50万円の控除使用
総合課税の税率	所得が跳ね上がりやすい	各年に分散できる
手間	1回で終わる	売却の都度、申告が必要

「いつ売るか」も、金じまいの一部です

※金地金の売却益は譲渡所得（総合課税）。保有5年超は長期譲渡所得として扱いが変わります。
※有利不利はその年の所得状況によります。実行の前に必ず税理士等へご相談ください。

③ いくらで買ったか、分からない金

- 相続した金は、取得日と取得価額をそのまま引き継ぐ
- 「親がいつ、いくらで買ったか」が子の税金の計算に直結する
- その記録がないと、取得費を証明できません
- 残すべきは金そのものだけでなく、買ったときの紙です
  （発行年の刻印されたコインであれば回避できる可能性）

**取得費不明の場合、概算取得費（売却額の5%）となり、
課税される譲渡所得が大きくなる場合があります**

※計算方法は個別事情によります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。

【補足】 海外ブランド地金のリスク

- 金の密輸やマネロン対策により、海外ブランドの金製品は買取リスクが徐々に高まってきている（地金・メダルなど）
- たとえば最近だとスイス銀行系の地金に関しては、買取NGとなった地金商も出ており、今後売却できない可能性もある
- カントリーリスク対象国（ロシア、北朝鮮など）のメダルなども徐々に買取を拒否するお店が増えてきている

**お手持ちの地金やメダルが海外製の物である場合は、
長期保有しない方がいいこともある**

3つに共通していること

1. **出所を説明できない**
2. **大きすぎて分けられない**
3. **いくらで買ったか分からない**

どれも「ご本人にしか説明できない」ことです

- だから、判断できる人が判断できるうちにやる。それが金じまいです

やってはいけない「金じまい」

税金を避けるための小分けは非推奨

- 1回200万円を超える売却では、買取業者から税務署へ支払調書を提出
- これを避けるために200万円以下にリサイズする話が出回っている
- 支払調書が出なくても、申告する義務は消えません。
- 「節税になります」と小分けを勧める業者には、近づかないでください

小分け自体が悪くはなく、目的が問題。
もしも申告漏れがあった場合、追徴課税となるリスク。

※支払調書は所得税法にもとづく手続きです。適正に申告していれば、恐れるものではありません。

同じ行為でも、目的で意味が変わる

○ 良いリサイズ

- ✓ 目的は「分けて渡すこと」
- ✓ 相続人の人数に合わせる
- ✓ 売却年を分けて申告する
- ✓ 記録は当然すべて残す

× ダメな小分け

- ● 目的は「記録を残さないこと」
- ● 200万円の線に合わせる
- ● 申告しないことが前提
- ● 書類はむしろ作らない

**小分けサービスはそもそも節税対策ではなく、
生前贈与のために生まれたサービスなので、
その意図にマッチしているかどうか。**

金じまいの3ステップ

1

棚卸しする

何が何グラム、純度いくつ、どこにあるか。紙1枚に書き出す

2

評価する

刻印を確認し、売れる金と売りにくい金に分ける

3

決める

売る・渡す・残す。1本ずつ、どれかに決めていく

手順そのものは、大したことではありません

3つの選択肢 — 売る・渡す・残す

選択肢	向いているのは	気をつけること
売る	次の世代が金を望まない／ 出所を説明できないもの	譲渡所得の申告。 売る年を考える
生前に渡す	渡す相手が決まっていて、 分けやすい単位のもの	贈与税の扱い 渡した記録を残す
そのまま残す	国産品／分けやすい単位で、 購入時の記録も揃っているもの	保管場所と記録を、 必ず家族に伝える

※どれが有利かは、資産全体の構成とご家族の状況によります。判断の前に税理士等へご相談ください。
※「残す」を選ぶ場合も、決めていないのと決めて残すのとは、まったく別のことです。

「金じまい」は、金だけの話ではありません

- ご自宅にあるのは金だけではありません。
  ジュエリー、時計、茶道具、掛け軸、美術品
- これらも「本人にしか価値が分からない」という一点で、
  金とまったく同じです
- しかも金と違い、相場が公開されていません。
  いくらのものか、家族には分かりません
- そして税金の扱いも、金地金とは別のルールになっています

分からないまま残されると、いちばん困るのがこの手の品です

ここからは、金以外の現物について「売ったとき」と「相続・贈与のとき」の2つに絞ってご説明します。

資産用でない金製品は30万円のラインがある

品　目	売ったときの扱い	ポイント
金地金・金貨	金額にかかわらず 譲渡所得として課税	生活のために使う動産ではないため、 金額にかかわらず課税の対象です
ジュエリー・貴金属製品 **1個が30万円以下**	非課税	日常的に身につけているもの。 投資目的で持つものは対象外です
ジュエリー・貴金属製品 **1個が30万円超**	譲渡所得として課税	売って損が出ても、その損失を 他の所得と相殺することはできません

「30万円」は1個の価額。合計ではありません。

※譲渡所得は総合課税です。年間50万円の特別控除があり、保有5年超なら課税対象は2分の1になります。
※区分の判定は個別事情によります。売却の前に必ず税理士等へご相談ください。

相続・贈与のときは「評価」でつまずきます

品　目	評価の方法	実務で起きること
金地金・金貨	課税時期の業者買取価格	相場が公開されているため、 誰が計算しても同じ額になります
ジュエリー・貴金属製品	売買実例価額や、 専門家の意見価格を参酌	「いくらのものか」を調べるところから 始めなければなりません
工芸品・書画骨董	同上。作家と真贋で 評価が大きく変わります	鑑定を取らないと、評価額そのものが 決まらないことがあります

金は評価が明快。ジュエリーと工芸品は、そこから始まります

※鑑定書は品位や真贋を証明するもので、そこに書かれた金額が時価を保証するものではありません。
※評価額は遺産分割にも相続税額にも直結します。高額品は生前に評価を取っておくことをお勧めします。

ジュエリーと工芸品の「じまい」

生前にやっておけること

- ✓ 1点ずつ写真を撮り、購入書類・鑑定書とまとめる
- ✓ 高額なものは、先に評価を取っておく
- ✓ 誰に渡すかを決める。1点ものは分けられません

残されると起きること

- ● 本物かどうかを調べるところから始まる
- ● 評価額が決まらず、遺産分割が止まる
- ● 価値が分からないまま、二束三文で処分される

金と同じです。決めるのを、次の人にやらせない

※点数が多い場合や高額品がある場合は、税理士および鑑定の専門家へ早めにご相談ください。

SUMMARY

今回のセミナーのまとめ

1. 金は長期保有が基本。全部売る話ではなく、分ける話です
2. 子が困る金は3つ。出所が説明できない／大きすぎる／記録がない
3. 税金を避けるための小分けは、金じまいではありません
4. 棚卸し→評価→決める。1本ずつ、売る・渡す・残すのどれかに
5. **決めるのを、次の人にやらせない。それが金じまいです**

ご不明な点は、売却を決める前にご相談ください。写真1枚からで構いません。

金じまい

あなたなら、いつどこで買ったか説明できる。

相続したお子さんには、それができません。

決めるのを、次の人にやらせない

※本動画は情報提供を目的としたものであり、特定の商品の購入・売却を勧誘するものではありません
※税務の取り扱いは個別事情によります　※相続・大量売買は税理士等の専門家にご相談ください

本資料の取り扱いについて

- 本資料はマーケット情報の提供を目的としたもので、特定の商品の勧誘及び販売を目的として作成されたものではありません
- 本資料で提供する情報については万全を期しておりますが、その情報の正確性を保証するものではありません
- データ･見解は作成時点の見解を示すものですが、本資料により被った損害を補償するものではありません
- 本資料を参考に投資を行う場合、投資にあたっての最終判断はお客様ご自身の判断でなさるようお願いします
- いかなる目的に関わらず、転載、複製、引用することを禁じます
- 本資料をキャプチャし、SNS等での拡散も禁じます